受託事業等収益		—		
寄附金収益	△	24,773		
資産見返運営費交付金等戻入	△	24,257		
資産見返寄附金戻入	△	3,307		
財務収益	△	553		
雑益	△	46,340	△ 1,452,173	
業務費用合計				1,454,541
Ⅱ　損益外減価償却相当額				146,010
Ⅲ　損益外減損損失相当額				10,513
Ⅳ　損益外利息費用相当額				762
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				4
Ⅵ　引当外賞与増加見積額				△ 3,987
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額				△ 106,429
Ⅷ　機会費用				
政府出資の機会費用		36,888		36,888
Ⅸ　（控除）国庫納付額				—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト				1,538,304

注１　資産見返運営費交付金等戻入は、授業料を財源として購入した固定資産に係るものです。

注　記　事　項

国立大学法人会計基準

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」、「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

（追加情報）

業務達成基準取扱要項に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準にしていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
工具器具備品	２年～10年

また、特定の償却資産（国立大学法人等会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については当該受託等期間で減価償却しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．引当金の計上基準

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額に基づき計上しています。また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、運営費交付金にて財源措置される期末在職者にかかる自己都合要支給額の当期増加額から、運営費交付金にて財源措置された当期退職者にかかる退職給付費用を控除し算定しています。

⑵　賞与引当金の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっています。

５．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券が公表する第321回国債の平成24年３月30日利回り終値0.985％を参考に計算しています。

６．リース取引の会計処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

８．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより作成しています。

（重要な会計方針の変更）

該当ありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．運営費交付金にて財源措置されている退職給付見積額

運営費交付金にて財源措置されている退職給付の見積額は1,657,820千円です。

２．運営費交付金にて財源措置されない引当外賞与見積額

当期の運営費交付金にて財源措置が手当されない引当外賞与の見積額は、127,615千円です。